

設計・製造、販売に関する課題の対応について

令和6年3月18日

経済産業省 生活製品課

- 1. 環境配慮設計ガイドライン（案）について**
- 2. グリーンウォッシュへの対応について**
- 3. 情報開示、供給量適正化について**

これまでの環境配慮設計ガイドラインをめぐる議論

- 現状、繊維製品については、環境配慮等に関する表示ルールや評価手法は未整備であり、具体的な根拠が示されずに、「サステナブル」や「環境に優しい」等の表示が往々にして使われている（海外では、「グリーンウォッシュ」等に対して規制も検討）。
- こうした状況を踏まえ、繊維製品における資源循環システム検討会では、繊維・アパレル業界が連携し、環境に配慮した製品設計の基となる「環境配慮設計ガイドライン」の整備が重要とされた。

環境配慮設計ガイドラインに関する今後の取組の方向性

- 繊維製品のリサイクルのしやすさ（易リサイクル性）、温室効果ガスの排出抑制、省エネルギー対策、植物由来原料の活用（バイオ繊維）、有害化学物質の使用削減、廃棄物の最小化、長期使用等の環境に配慮した製品設計の基となる「環境配慮設計ガイドライン」を整備することが重要。
- 環境配慮設計ガイドラインの策定に当たっては、先行するEUの取組を参考とすることが有効。
- 我が国においても、環境配慮設計ガイドラインを制度等で位置づける等の対応も視野に入れながら検討を進めるべき。
- 将来的には、環境配慮設計ガイドラインに準拠して設計・製造された衣料品が、国内だけでなく国際競争力をもった製品となるよう、製造事業者等における積極的な情報開示によって、繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化を進め、繊維製品のライフサイクルの全体又は各段階における環境負荷を定量的に評価する手法（LCA）を普及させ、リサイクル繊維を環境に配慮された製品として客観的に評価することで、リサイクル製品の品質の確保、普及につなげることが重要。
- この環境配慮設計ガイドラインを製造事業者等へ強く訴求していくために、EUで検討が進んでいるエコラベル等を参考とした、ガイドラインに準拠して設計・製造された製品に対する表示のあり方や、製造事業者に対する支援措置等の検討が考えられる。

表示(グリーンウォッシュ)に関する今後の取組の方向性

- 海外ではグリーンウォッシュ等の表示に関する訴訟や、政府による摘発事例が近年増加しており、ルールに則らない形での環境表示がグローバル市場における経営上のリスクとなりかねないことに留意すべき。
- グリーンウォッシュを防ぐためには、表示におけるルール整備と並行して、企業における透明性の確保が重要となるため、トレーサビリティの確保や情報開示について、アパレル企業等が取り組みやすい環境の整備について検討すべき。
- 情報開示の在り方については、EU等で検討が進んでいるデジタル製品パスポートを使用した製品ごとのトレーサビリティや環境負荷情報の開示の政策動向等を参考にしつつ、引き続きの検討が必要。
- それぞれのプレーヤーに環境負荷低減や資源循環等に関する責任があり、携わる一人一人がその意識を持つべきであるため、ガイドライン等を通じた意識付けを行っていくことも重要。国はこうした取組を着実に進めていくために、ガイドライン等において取り組むべき内容を明示することを検討すべき。

出典：経済産業省「繊維製品における資源循環システム検討会 報告書」（2023）32、33ページ

環境配慮設計ガイドライン（案）について

繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、業界団体や試験機関、消費者団体等の御協力を得て、**環境配慮設計ガイドライン（案）を作成**。ガイドラインでは、繊維産業のサプライチェーンに従事する**各事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目、評価基準や評価方法を設定**。

環境配慮設計ガイドライン（案）の策定体制

- ・ガイドラインは、2023年度経済産業省の委託事業「繊維産業における環境配慮設計に関する標準化調査」の成果の一部としてとりまとめた。
（委託先：一般財団法人日本規格協会、一般社団法人繊維評価技術協議会）
- ・ガイドライン（案）の作成に当たっては、**素材から製品、販売・流通、消費者を代表する有識者の御協力を得て**、調査・検討した。

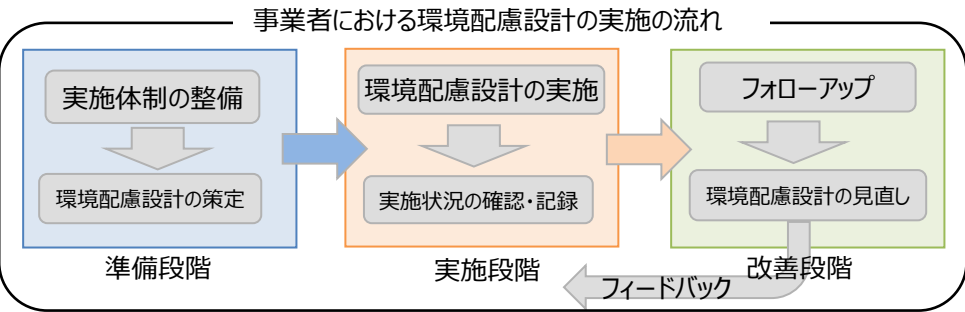
委員長：森川英明 信州大学繊維学部学部長 兼 副学長
分科会委員長：村上泰 信州大学 繊維学部 教授（分科会では企業中心に検討）
委員・分科会委員（事務局：一般社団法人 繊維評価技術協議会）

繊維団体等	試験機関
日本繊維産業連盟 日本化学繊維協会 日本紡績協会 一般社団法人 日本染色協会 日本羊毛産業協会 一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会 ジャパンサステナブルファッションアライアンス 一般社団法人 日本ボディファッション協会 全日本婦人子供服工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 日本ニット工業組合連合会 日本絹人織織物工業連合会 日本ユニフォーム協議会 協同組合関西ファッション連合 日本羽毛製品協同組合 日本プラスチック工業連盟	一般財団法人 カケンテストセンター 一般財団法人 ボーケン品質評価機構 一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 一般財団法人 ニッセンケン品質評価センター 一般財団法人 ケケン試験認証センター 一般財団法人 メンケン品質検査協会 一般財団法人 日本タオル検査協会 公益財団法人 日本繊維検査協会
繊維企業	消費者団体・流通団体
東洋紡株式会社 ユニチカトレーディング株式会社 株式会社ワールドプロダクションパートナーズ バタゴニア日本支社 スタイルム瀧定大阪株式会社	主婦連合会 公益社団法人 日本消費アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 一般財団法人 消費科学センター 一般財団法人 日本消費者協会 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 日本チェーンストア協会 一般社団法人 日本百貨店協会

環境配慮設計ガイドライン（案）の概要

ガイドライン（案）は、JISQ62430：2022（環境配慮設計－原則、要求事項及び手引き）に基づいて、国内の繊維製造等事業者が、繊維製品の環境配慮設計項目及び評価基準等を勘案し、環境配慮設計を推進できるように作成。
環境配慮設計項目は、繊維製品ライフサイクルの各段階で設定し、環境配慮設計項目ごとに事業者への調査やエコデザイン規則案等、海外調査や他産業の動向を踏まえ、評価基準及び評価方法を設定（次頁）。

事業者は、繊維製品の設計段階において環境配慮の目的・目標を立て、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）による継続的改善を図ることが望ましい。
事業所ごと、又は本社に環境配慮設計実施の責任者を設置し、ガイドラインの実施及びその記録の保管を行う体制を整えることを推奨する。



環境配慮設計ガイドライン（案）の策定

ガイドラインでは、繊維産業のサプライチェーンに従事する各事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目、評価基準や評価方法を設定。

環境配慮設計項目	評価基準	評価方法
1. 環境負荷の少ない原材料の使用	・廃棄物抑制の目標を設定しているか ・廃棄物の量を把握しているか ・廃棄物の発生を抑制する取り組みをしているか ・製品に使用されるパーツの数を減らし廃棄物量を削減しているか ・廃繊維の有効活用を行っているか ・適量生産により製品の量を抑制しているか ・適正な在庫管理により製品の量を抑制しているか ・ファッショントレンドの把握などによる在庫量の削減に取り組んでいるか ・リサイクルを妨げる物質を使っていないか ・廃棄物の発生を抑制する取り組みを情報開示しているか	・裁断時の廃棄物を最小化するデザイン・部品（パーツ）の採用や廃棄物の再利用など ・工程廃棄物の削減（JISQ62430） ・未使用製品の廃棄禁止（EU）
2. GHG排出抑制、省エネルギー		・使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか） ・リペア・リユースの可能性 ・リペア・リユースの受け入れ先の妥当性（自社、委託など） ・リペア・リユースによる廃棄物の抑制量の推移
3. 安全性への配慮		
4. 水資源への配慮		
5. 廃棄物の抑制		
6. 包装材の抑制	・リペア・リユースの方針や目標は設定しているか ・事業者がリペア・リユースを実施しているか ・使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか） ・使用者が製品を持ち込みやすい方法になっているか ・回収基準はあるか ・リペアしやすい商品設計となっているか ・リペアキットなどは販売されているか ・再生衣料品に対する保証はされているか ・リペア・リユースの実施について使用者へ周知されているか	・衣料品のコンポーネントと材料を識別するためのコンポーネントと材料の標準区分の使用（EU） ・衣料品の特定のコンポーネントの非破壊的な分解と再組み立てを容易にする設計手法の使用（EU） ・破損しやすい部品には（交換を容易とする上で）標準的な部品を採用（EU） ・衣料品における互換性のある部材の使用（EU）
7. 繊維くずの発生抑制		・従来品とのリサイクルしやすいパーツの全体割合 ・手作業で分別・解体しやすいの検証 ・従来との素材の種類の数の比較検証 ・分解を考慮した設計による構成部品及び材料の再利用及びリサイクル可能性の拡大（JISQ62430） ・製品の耐用年数終了時に容易にリサイクルできるような設計（EU）
8. 長期使用		
9. リペア・リユースサービスの活用		
10. 易リサイクル設計		
11. 繊維製品のリサイクル	・易リサイクル設計に関する方針や目標を設定しているか ・リサイクルしやすい設計になっているか（簡単に取り外せるかなど） ・部品（パーツ）の共有化が図られているか ・素材が統一されているか（ボタンやファスナーなど） ・容易にリサイクルできることを情報開示しているか	・年間再生資源の使用率の比較 ・再生資源の混用率 リサイクル繊維の含有量 ・繊維製品と履物に含まれるリサイクル含有量（EU）
	・再生資源（リサイクル材料）利用の方針、目標は設定しているか ・再生資源を使用しているか ・再生資源をどのくらい使用しているか ・再生資源利用促進活動を実施しているか ・品質基準はあるか（品質は確保されているか） ・どのような再生資源であるか確認しているか ・再生資源の使用を情報開示しているか	・品質確保のための各種試験（耐久性、伸縮性など）の実施 ・従来同等品と品質比較検証 ・品質基準の有無、品質基準に対する各種試験（耐久性など）の実施

環境配慮設計ガイドライン（案）の利用方法

- 繊維産業のサプライチェーンに従事する各事業者（糸製造、染色・加工、生地製造、縫製）は、環境配慮において、**生産、販売、リペア・リサイクルの各段階に応じた環境配慮が求められる。**

環境配慮設計ガイドラインの利用方法

事業者が取り組む環境配慮設計の主な内容は以下のとおり。教育機関においても、学生等へ環境配慮の考え方、実践方法について普及、促進されることが望ましい。

染色加工

水使用が多いため、「水資源の配慮」が求められる。また、「GHG排出抑制・省エネルギー」や、染料や加工材など化学物質について「安全性の配慮」も求められる。

アパレル・小売

設計段階において、「易リサイクル設計」や「長期使用」が求められる。販売段階において「包装材の抑制」や、消費段階において「リペア・リユースサービスの活用」が求められる。



原糸メーカー

糸の原料については「環境負荷の少ない原材料の使用」、生産工程では「GHG排出抑制・省エネルギー」が求められる。使用済繊維を再利用する「繊維製品のリサイクル」への取り組みも求められる。

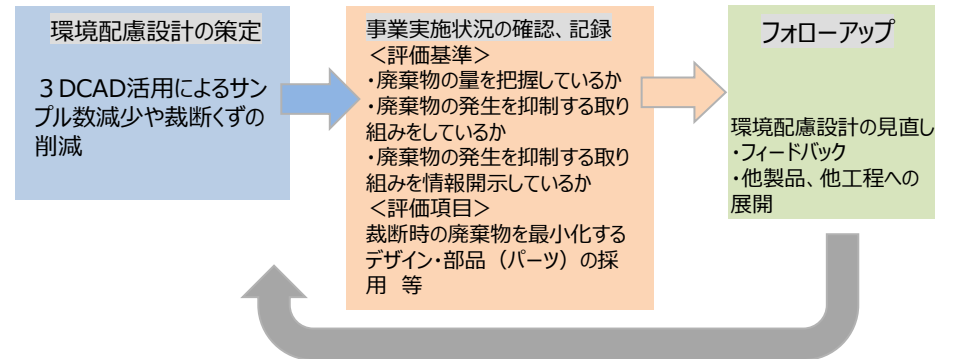
製織・ニット、縫製

生産工程では「廃棄物の抑制」や、耐久性など「長期使用」に向けた工夫が求められる。

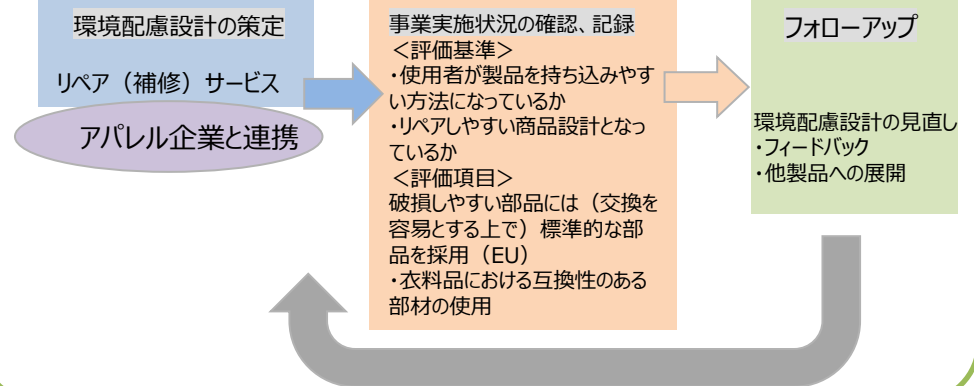
（活用例）縫製企業

生産工程では、「廃棄物の抑制」として、生地を裁断する際の裁断くずや、サンプル製造数を削減することは重要である。「長期使用」の観点から耐久性を持たせた縫製は必要であるし、今般、大手衣料品メーカーがリペア（補修）サービスを相次いで始めている。環境配慮の意識の高まりとともに、アパレルメーカーと協力しながら「リペアサービス」の拡大が見込まれている。

（１）廃棄物の抑制例



（２）リペアサービス例



環境配慮設計ガイドライン（案）の今後の予定

- 環境配慮設計においては、消費者等から「グリーンウォッシュ」と受け止められないよう留意が必要。
根拠データを算出するに当たっては、**LCAやCFPの算定等も必要**。
- 繊維製品分野における**環境配慮設計ガイドラインに基づく製品づくりを促し**、国際的にも評価される取組が重要。今後は、**本ガイドラインを発展させ、規格化等を見据えた検討を行っていく**。

留意事項

環境配慮設計においては、「グリーンウォッシュ」と受け止められないように注意すべきである。また、根拠データを策定するにあたっては、LCAやCFPの算出等が必要。

（１）グリーンウォッシュ対策について

あたかも実際の商品よりも環境保全に配慮された商品であるかのように包装や広告に表示し、**消費者を欺く行為として「グリーンウォッシュ」の問題も取りざたされている**ため、本ガイドラインを参考に**環境に関する主張の信頼性の確保、適正な表現での情報開示、環境配慮設計の根拠を明示する**などの留意が必要である。

本ガイドラインでは、これらの対応として、**根拠データの確認を行うことや製品パッケージ・HP等での情報開示を評価基準、評価方法として定めている**。

（２）LCA及びCFPの算出について

LCAやCFPの算定に当たっては、環境マネジメントライフサイクルアセスメント原則及び枠組み（JIS Q 14040：2010）やカーボンフットプリントガイドライン（2023年5月経済産業省、環境省）などがあるが、繊維分野としてまとめられた文書はないことから、今後、**繊維事業者が算出しやすくなる手順書等を策定することが望まれる**。

今後の予定等

2024年度以降は、欧州はじめ海外動向を引き続き注視しつつ、海外機関とも協調を図り、我が国の国際競争力の維持、発展につながるよう**環境配慮設計ガイドラインの規格化**を検討していく。

（１）標準的共通指標の策定

・環境配慮設計項目毎に要求されるスペックや評価方法としての**標準的共通指標を策定**する。また、**欧州のエコデザイン規則やデジタル製品パスポート等の枠組みが明確化した際には必要な対応**を盛り込む。

（２）トレーサビリティ情報の管理

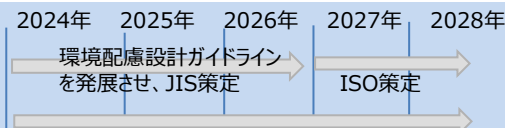
・**衣料製品でのトレーサビリティ情報のデジタル化**に関する調査を2023年度に実施したが、引き続き検討を進める。

（３）その他

・ガイドラインに準拠して作られた製品であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等を検討**する。
・ガイドラインの普及活動を行うとともに、繊維産業への社会実装に向け、グリーン調達等を検討していく。

想定スケジュール

- （１）標準的共通指標の策定
- （２）トレーサビリティ情報の管理
- （３）普及活動



事業者が容易にLCAやCFPを算出できるよう、**手順書等の策定を検討**するとともに、**大学や試験機関等における教育、サポート**していく。

(参考) 欧州・フランスにおけるリサイクル繊維の定義・評価方法

EUエコラベル・・・1993年に始まった「環境ラベル」制度で、環境への条件を満たした製品使用にEUエコラベルの使用を認める。取得は任意。

使用繊維	製造仕様	エコラベルに表示できる情報
綿	オーガニックコットン含有率が50%以上	オーガニックコットンxx%使用
	オーガニックコットン含有率が95%以上	オーガニックコットン使用
	IPMの含有率が70%以上	減農薬で栽培されたコットン
人工セルロース繊維	認証された持続可能な木材パルプを25%以上使用	持続可能な森林からの木材をxx%使用
	認証された持続可能な木材パルプを95%以上使用	持続可能な森林からの木材を使用
ナイロン	リサイクル材料を20%以上使用	リサイクルナイロンxx%使用
	リサイクル材料を95%以上使用	リサイクルナイロン使用
ポリエステル	リサイクル材料を50%以上使用	リサイクルポリエステルxx%使用
	リサイクル材料を95%以上使用	リサイクルポリエステル使用

出典：EU法令検索サイト（ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32010R0066&qid=1710419670648> ）を元に事務局和訳。

公共調達におけるリユース・リサイクルの表示に係る最低含有率

Décret no 2021-254 du 9 mars 2021 relatif à l’obligation d’acquisition par la commande publique de biens issus du réemploi ou de la réutilisation ou intégrant des matières recyclées（公共調達を通じて、リユースまたはリサイクル材料を使用して生産された商品を取得する義務に関する2021年3月9日付政令第2021-254号）

製品または製品カテゴリー	リユース又はリサイクル材料の使用割合	うちリユースが占める割合
Vêtements, articles chaussants, 衣料品、履物	20	20
Vêtements professionnels, vêtements de travail spéciaux et accessoires 業務用服、特殊作業着、付属品		
Linge リネン		
Produits en cuir et textiles, matériaux en plastique et en caoutchouc 皮革・繊維製品、プラスチック・ゴム材料		
Articles textiles 繊維製品		

出典：フランス共和国Legifrance Journal officiel électronique authentifié n° 0059 du 10/03/2021
（<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=hGBsuTC0qB7FW3qHgSBdKcz07XbCaxyWqP6yb6mJnWc=>）を元に事務局和訳。

1. 環境配慮設計ガイドライン（案）について
2. グリーンウォッシュへの対応について
3. 情報開示、供給量適正化について

諸外国におけるグリーンウォッシュをめぐる訴訟事例

- 2016年以降、米国・オーストラリア・フランス・オランダにおいて、少なくとも20件のグリーンウォッシュに関する訴訟が提起。
- 2022年以降は、企業側に対応が求められた事例や罰金が科された事例がある。

グリーンウォッシュを対象とする訴訟例（繊維関連）

企業 (業種)	訴訟事由	事案の概要
A社 ファッション アパレル	虚偽の データによる主張	● ニューヨーク州南部地区で起こされた集団訴訟では、A社が「虚偽で誤解を招く」環境スコアカードや広告を使用して、持続可能性の主張の信憑性について消費者を欺いたと非難された。 ● A社は製品が地球に良いと主張するために使用したスコアカードはHigg Index*に基づく数字とされていたが、その数字はHigg Indexのデータと一致しておらず、半数以上のスコアカードに誤りが生じていた。 ● あるスコアカードでは、ドレスの製造について、Higg Indexのデータに基づけば、「（平均より）20%多い水が利用されている」と記載すべきところ、A社は「（平均より）20%少ない水が利用されている」と逆の意味の記載をし、誤った情報で環境に良いというイメージを謳っていたとされている。更に、600点以上の衣料品のスコアカードを実際のHigg Indexのデータと比較したところ、多くの製品の記載に誤りがあり、またほとんどが改善されていないことが判明した。A社は調査結果が通知された後、サステナビリティ・プロフィールを削除した。
B社/C社 総合小売	原材料の 誤表示	● 米連邦取引委員会（FTC）は、原料を「竹」として宣伝している一部のアイテムが実際にはレーヨンであったことから、消費者に誤解を与えると判断し、B社に250万ドル、C社に300万ドルの罰金を科す裁判所命令を出した。 ● B社はシャツ、枕、などの製品に「全部または一部を竹で作った」と主張しており、広告には「サステナブル」「再生可能」「環境にやさしい」などの文言が使われ、「Cleaner Solutions」という謳い文句によって、同社のサステナブルの取組を説明するウェブページに顧客を誘導させていた。C社においてもシャツ、タオルなどの製品に同様の主張があり、「環境に優しく、持続可能で、再生可能なアイテム」として販売されていた。 ● FTCによると、両社の「全部または一部を竹で作った」という表現は「誤解を招く」と判断され、FTC法および繊維法に違反しており、繊維含有量と一般的な繊維名の使用の両方を開示する必要があると指摘。この後2022年12月、FTCはグリーンウォッシュに関するガイドライン「Green Guides」の見直しの検討を開始し、パブリックコメントを行った。

* 業界団体のSustainable Apparel Coalition（SAC）が2012年に立ち上げた繊維・履物に関する環境負荷測定ツール。

出典：CSSN Research Report「Climate-Washing Litigation：Legal Liability for Misleading Climate Communications」（2022）

Sourcing Journal「H&M Lawsuit Over ‘Misleading’ Green Claims Exposes Fashion’s ‘Unique Obsession’」（2022）

WWD「Walmart, Kohl’s Respond to FTC’s \$5.5M Penalty for ‘Misleading’ Eco Claims」（2022）

FTC<https://www.ftc.gov/news-events/topics/truth-advertising/green-guides>（<https://www.ftc.gov/news-events/topics/truth-advertising/green-guides>）

SAC「Higg Index Tools」（<https://cascale.org/tools-programs/higg-index-tools/>）

諸外国におけるグリーンウォッシュをめぐる行政機関による摘発事例

- グリーンウォッシュに関する行政苦情も各国の監督機関へ提出されており、ノルウェーとフランスでは実際に企業に対して公的機関が対応を求めた事例がある。

グリーンウォッシュを対象とする摘発事例（繊維関連）

企業 (業種)	指導理由	事案の概要
D社 ファッション アパレル	誤解を招く 表現	● <u>ノルウェー消費者庁は2022年、Higg Indexから算出したデータを用いて環境に配慮していると謳っていたD社に対して「誤解を招き、違法である」と通知した。D社は、Higg Indexの利用価値を信じているとしながらも、消費者向けプログラム「トランスペアレンシー プログラム」のノルウェーでの展開を中止した。</u>
E社 スポーツ アパレル	誤解を招く 表現	● フランスにおいてE社は「プラスチック廃棄物をなくす」というロゴを付けて「100 %に有名で、50%リサイクル（原文：100% ICONIQUE, 50% RECYCLEE）」であると謳い、スニーカーを発売した。 ● しかし、 <u>実際には当該製品のうち、アッパー素材の50%にのみリサイクル素材が使用されていた</u> ところ、当該広告は消費者にあたかも <u>製品全体の50%がリサイクルされているかのように誤解を招くものである</u> として、広告監視機関ARPPに申し立てが行われた。ARPPは苦情を調査し、その陪審である広告倫理審査会は、 <u>この広告が、「広告メッセージが正確であり、適切な形式で表示されること」を要求するARPP規則を無視していると認定した。</u>

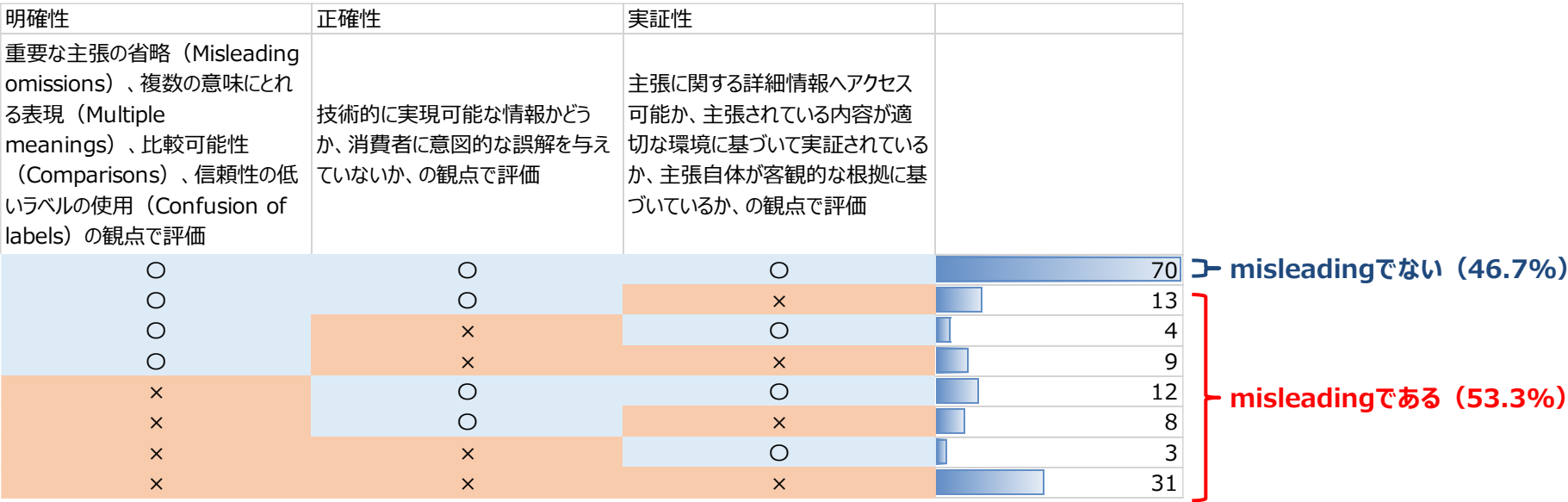
出典：英フィナンシャルタイムズ モラル・マネー「H&M beats profit expectations after cutting back on discounts」（2022年6月29日）
日本経済新聞「[FT]アパレルの環境負荷指標、信用性に警告 ノルウェー」（2022年6月30日）(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN29DJQ0Z20C22A6000000/>)
フランス広告倫理審査会「ADIDAS – AFFICHAGE – PLAINTE FONDÉE」（2021年8月9日）([HTTPS://WWW.JDP-PUB.ORG/AVIS/ADIDAS-AFFICHAGE-PLAINTE-FONDEE/](https://www.jdp-pub.org/avis/adidas-affichage-plainte-fondue/))

欧州委員会による環境主張の事例調査

欧州委員会が2020年に実施した調査では、無作為に抽出された150事例の環境に関する主張のうち、**半数以上が明確性・正確性・実証性のいずれかにおいて「誤認を招く」と評価**。

EU加盟国における環境主張の分析

- 欧州委員会は、2020年の調査レポートにおいて、EU加盟国における150事例の「環境主張」(Environmental Claim) を調査。
- 80件（約53%）の環境主張が、明確性・正確性・実証性*のいずれかが不足している「誤認を招く (misleading)」と評価。うち、31件（約21%）の環境主張は、不明確・不正確・不実証と評価。

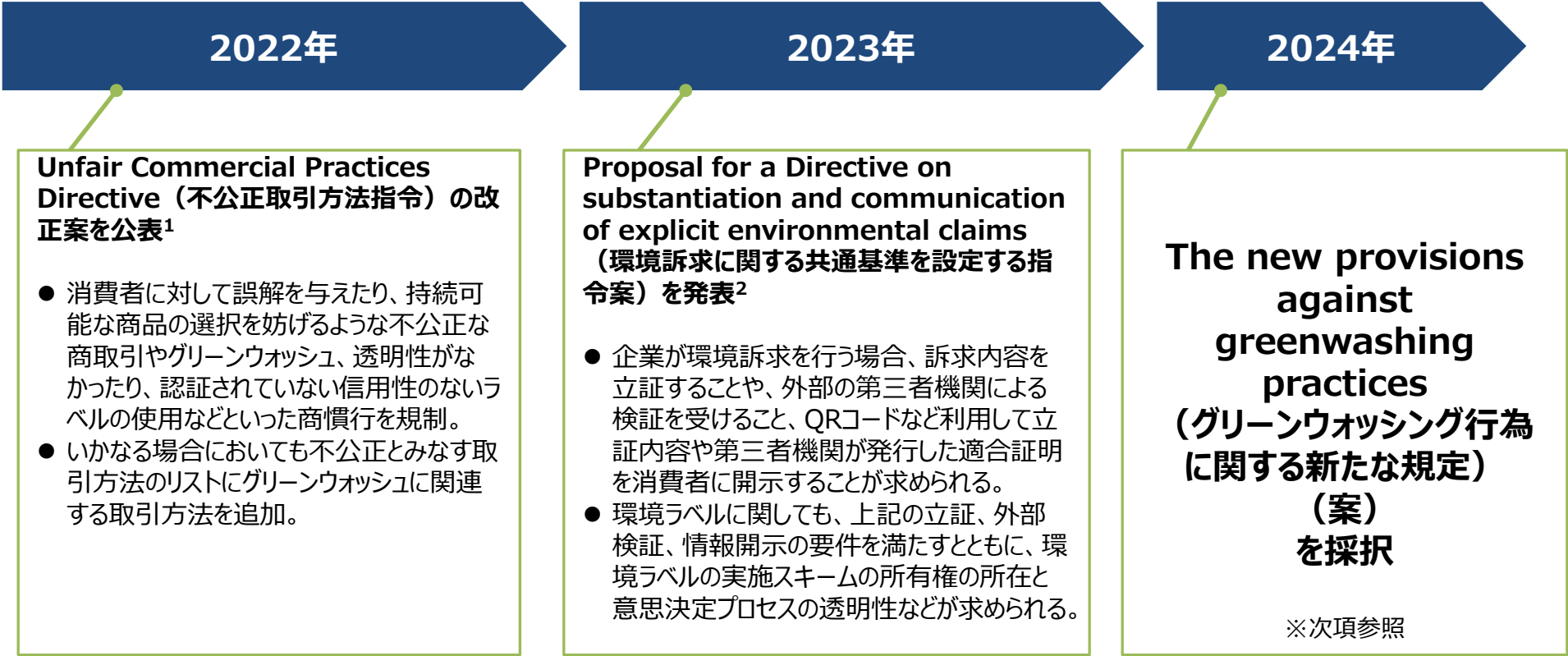


出典：European Commission「Environmental claims in the EU-Inventory and reliability assessment」(2020) より株式会社日本総合研究所作成

欧州におけるグリーンウォッシュ規制の状況

- 欧州委員会は、他国に先行してグリーンウォッシュに関する規制を強化し、2024年2月20日に Unfair Commercial Practices Directive（不公正取引方法指令）を改正し、グリーンウォッシュを禁止する規定（案）を採択。

EUにおけるグリーンウォッシュ規制の流れ



出典： 1. 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EU の取り組みと日本への示唆～」（2023年7月20日）

2. EUROPEAN COMMISSION「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims」

3. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD)（Subject：Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading）」より株式会社日本総合研究所作成

EU・グリーンウォッシュを禁止する規定（案）の概要①

禁止される主な環境主張¹

主張に関する優れた環境パフォーマンスが認められないにも関わらず、一般的な環境主張を行うことを禁止

((9) prohibit the making of a generic environmental claim without recognised excellent environmental performance which is relevant to the claim.)

- 「環境に優しい (environmentally friendly、eco-friendly、environmentally correct、climate friendly、gentle on the environment)」「エコロジカル (ecological)」「グリーン (green)」「自然に優しい (nature's friend)」「エネルギー効率の良い (energy efficient、carbon friendly)」「生分解性 (biodegradable)」「バイオベース (biobased)」などの表示を用いたマーケティングを禁止。

Ex)「水とエネルギーの使用量が従来品に比べて大幅に抑えられた環境に優しい製品」

・・・どのような技術によってどの程度水とエネルギーの使用量が削減されているのかが明らかでないため、「主張に関する優れた環境パフォーマンス」が認められているとは言えず、それに基づいて「環境に優しい」と主張することは禁止されるおそれがある。

各国が定めた、あるいは公的機関による承認済みの認証スキーム以外を用いた優れた環境パフォーマンスの主張を禁止

((10) Recognised excellent environmental performance can be demonstrated by compliance with Regulation (EC) No 66/2010 or with officially recognised EN ISO 14024 ecolabelling schemes in the Member States, or by corresponding to top environmental performance for a specific environmental characteristic in accordance with other applicable Union laws, such as class A in accordance with Regulation (EU) 2017/1369 of the European Parliament and of the Council)

- 「エネルギー効率が高い」などの環境に関する主張は、規制 (EU) 2017/1369* に従って認められた優れた環境パフォーマンスに基づいて作成される。

Ex)「リサイクルポリエステルを使用したサステナブル素材」

・・・使用素材がリサイクルポリエステルであることが販売国の公的機関、あるいは公的機関が承認した認証制度を用いて証明されていない場合、リサイクルポリエステルを使用していることを理由に「サステナブル」と主張することは禁止されるおそれがある。

* : REGULATION (EU) 2017/1369 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL - setting a framework for energy labelling and repealing Directive(エネルギー・ラベリング規則)
出典 : 1. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) (19 January 2024)」、
EU法令検索サイト「European Parliament resolution of 17 January 2024 on the proposal for a Council regulation amending Annex II to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for thiacloprid in or on certain products (COM(2023)0739 – 2023/3005(RPS))」
より株式会社日本総合研究所作成

EU・グリーンウォッシュを禁止する規定（案）の概要②

禁止される主な環境主張¹

特定の製品・事業領域であるにも関わらず、製品全体・事業全体について環境に関する主張の禁止

- ((11) making an environmental claim about the entire product or the trader's entire business when it actually concerns only a certain aspect of the product or a specific, unrepresentative activity of the trader's business.)
- 製品が「リサイクル材料で作られている」として販売され、製品全体がリサイクル材料で作られているかのような印象を与えている場合でも実際にはパッケージのみがリサイクル材料で作られている場合などに適用。

Ex)「このスニーカーはリサイクルされたプラスチックを使用して製造されました。」
…実際にはスニーカーのソール部分のみにリサイクル素材を使用しているにも関わらず、このような表現を使用した場合、あたかもスニーカー全体にリサイクル素材を使用しているかのような誤解を招くため、禁止されるおそれがある。

温室効果ガス排出量の相殺（カーボン・オフセット）のみに基づいた環境主張の禁止

- ((12) It is particularly important to prohibit the making of claims, based on the offsetting of greenhouse gas emissions, that a product, either a good or service has a neutral, reduced, or positive impact on the environment in terms of greenhouse gas emissions.)
- 製品自体が環境に対する好影響を果たしていないにもかかわらず、「気候ニュートラル」、「CO2ニュートラル認証」、「カーボンポジティブ」、「気候ネットゼロ」、「気候補償」、「気候への影響の低減」、「二酸化炭素排出量の制限」などを主張することを禁止。

Ex)「当社製品を購入することでCO2排出削減に貢献にできます」
…実際には製品の製造自体に優れた環境パフォーマンスがないのにも関わらず、別事業等で環境保護活動等を行うことによって、事業活動全体に係る環境に対する影響を相殺している場合、製品そのものに対する環境主張は禁止されるおそれがある。

今後のスケジュール²

- 2024年2月20日に法案が欧州委員会による承認を受け採択。
- EU加盟国には法律の変更に適応するために24か月の移行期間が設定（2026年以降、施行）。

出典： 1. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD)（Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading）（19 January 2024）」、EU法令検索サイト「European Parliament resolution of 17 January 2024 on the proposal for a Council regulation amending Annex II to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for thiacloprid in or on certain products (COM(2023)0739 – 2023/3005(RPS))」
2. European Council / Council of the European Union「Council and Parliament reach provisional agreement to empower consumers for the green transition」より株式会社日本総合研究所作成

1. 環境配慮設計ガイドライン（案）について
2. グリーンウォッシュへの対応について
3. 情報開示、供給量適正化について

欧州における情報開示の動向（企業サステナビリティ報告指令：CSRD）

- Non-Financial Reporting Directive（非財務情報報告指令：NFRD）の課題を解決するため、Corporate Sustainability Reporting Directive（企業サステナビリティ報告指令：CSRD）が成立。CSRDでは対象企業の条件が詳細化され、対象となる企業が増加。

NFRD

CSRD

適用範囲の拡大

大規模な公共関心事業体（PIEs）に限定
適用対象企業：約11,000社



EU内の全ての大企業および
EU市場に上場している中小企業に適用
適用対象企業：約50,000社



ダブルマテリアリティの原則の導入

「ダブルマテリアリティ」の考え方は採用していたものの、曖昧な要求であったため、適切に対応しない企業も散見

企業の活動がサステナビリティに与える影響（外部影響）と、サステナビリティ問題が企業の業績に与える影響（内部影響）の両方に焦点を当てる「**ダブルマテリアリティ**」の原則を明確に導入



開示の詳細度

ビジネスモデル、ポリシー、ポリシーの結果、リスクマネジメントプロセス、KPIなど開示要求していたものの、開示の具体的内容について要求されていない

ビジネスモデル、戦略、ポリシー、リスクマネジメントプロセス、およびサステナビリティに関連する主要なKPIなど詳細な情報提供を要求



第三者による保証の要求

監査法人などが非財務情報の開示を確認することを求める程度で、第三者保証の要求は無し

サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける
最初のEU指令



デジタル化とアクセスの向上

開示箇所はマネジメントレポート内での開示を原則としつつ、マネジメントレポート内で開示箇所を提示する場合は、異なる媒体での開示も容認

報告された情報のデジタル形式での提出を要求
情報はタグ付けされ、EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームに集約される予定



CSRDにおける情報開示要求項目

- 欧州では、CSRDに基づき、企業のサステナビリティに関する情報開示要求項目が整理されているところ。
- CSRDが適用される企業は、既に対象となっている大企業だけでなく、EUで上場している中小企業に加え、EU域内で一定規模の売り上げがある域外企業にも対応が求められる。

重要性評価に基づく、CSRDの開示要求項目	
環境	1. Climate change 気候変動（適応、緩和、エネルギー）
	2. Pollution 汚染（空気、水、土壌、生物及び食糧資源、環境負荷物質、マイクロプラ等）
	3. Water and marine Resources 水及び海洋資源
	4. Biodiversity and ecosystems 生物多様性及び生態系（直接要因、種への影響等）
	5. Circular economy サーキュラーエコノミー（資源流入、リソースの使用・流出、廃棄物）
社会	1. Own workforce 自社従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	2. Workers in the value chain バリューチェーン上の従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	3. Affected Communities 影響を受けるコミュニティ（経済・社会・文化的権利、市民的・政治的権利等）
	4. Consumers and end- users 消費者とエンドユーザー（消費者・エンドユーザーへの情報関連の影響、安全）
ガバナンス	1. Business conduct 事業運営（企業文化、動物福祉、サプライヤーとの関係、贈収賄等）

※CSRDにおける詳細な開示要求要件は欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく。

環境に関するCSRD開示要求項目と企業の開示事例

- 開示要求項目には環境（CO2排出等）に関する項目が多く存在。これには、スコープ3である、調達先の環境影響の情報提供の対応も求められる。

CSRD開示要求項目

開示事例

環境
(気候変動、汚染、水
及、廃棄物等)

LVMH

- 環境全体、循環型デザイン（項目内に水資源管理、環境汚染を含む）、生物多様性、トレーサビリティと透明性、気候変動の各項目においてポリシーを設定し、開示。
- **2026年**までに**エネルギー関連の温室効果ガス排出量を50%削減**（**2019年**を基準年とする）を目標に設定。

Fast Retailing

- 「**2030年度**までに**自社運営施設でのエネルギー使用に由来する温室効果ガス（GHG）排出量を2019年度比で90%削減**、**サプライチェーンでもユニクロ・ジーユー商品の原材料・素材生産および縫製で20%削減**」と明記。

H&M

- **2030年**までに**2019年**基準から**温室効果ガスを半減**させる目標を設定。

NEXT（英アパレル企業）

- スコープ3における温室効果ガス排出量について、**2030年に40%削減**（**2019/20**の売上高100万ポンドあたり排出量を基準）

NIKE

- **2025年**までに埋め立てや焼却される**廃棄物を100%転用**。

出典：LVMH「MANAGEMENT REPORT OF THE BOARD OF DIRECTORS: THE GROUP」(2022)

LVMH「SOCIAL AND ENVIRONMENTAL RESPONSIBILITY REPORT」(2022)

Fast Retailing「Sustainability Report 2022」(2022)

H&M Group「Sustainability Disclosure 2022」(2022)

NEXT「CORPORATE RESPONSIBILITY REPORT TO JANUARY 2023」(2023)

NIKE HP「サステナビリティ」(<https://www.nike.com/jp/sustainability>) より株式会社日本総合研究所作成

(参考) そのほかのCSRD開示要求項目と企業の開示事例

CSRD開示要求項目

開示基準例

社会
(自社及びバリュー
チェーン上の従業員
等)

LVMH

- **従業員の環境教育と意識向上**に関する取り組みを報告。
これは社会的側面に関する情報の開示に該当し、従業員の福利厚生や教育に関するCSRD/NFRDの要件を充足。

H&M

- **人権とデューデリジェンスに関するアプローチを強化し、サプライチェーンにおける公正な労働条件、ジェンダー平等、適正賃金の推進**に取り組んでいる。多様性と包括性を促進し、地域社会への積極的な貢献を目指している。

ガバナンス
(事業運営、企業文化、
動物福祉、サプライヤー
との関係、贈収賄)

NIKE

- 説明責任を推進し、進捗状況を測定するために長い間、企業目標を使用。環境、社会、コミュニティのトピックに対する進捗状況をカバー。これらの目標の進捗状況を年次インパクトレポートで公表。また、主要なビジネスパートナーや取締役会のCRS&G委員会に四半期ごとに最新情報を提供。

Fast Retailing

- **取締役の専門性**について、取締役全員の企業経営、グローバルビジネス、サステナビリティ、財務・会計・金融、ロジスティクス等において有する**スキルを公開**。

出典：LVMH「MANAGEMENT REPORT OF THE BOARD OF DIRECTORS: THE GROUP Environment and sustainability」(2022)

H&M「Sustainability Disclosure 2022」(2022)

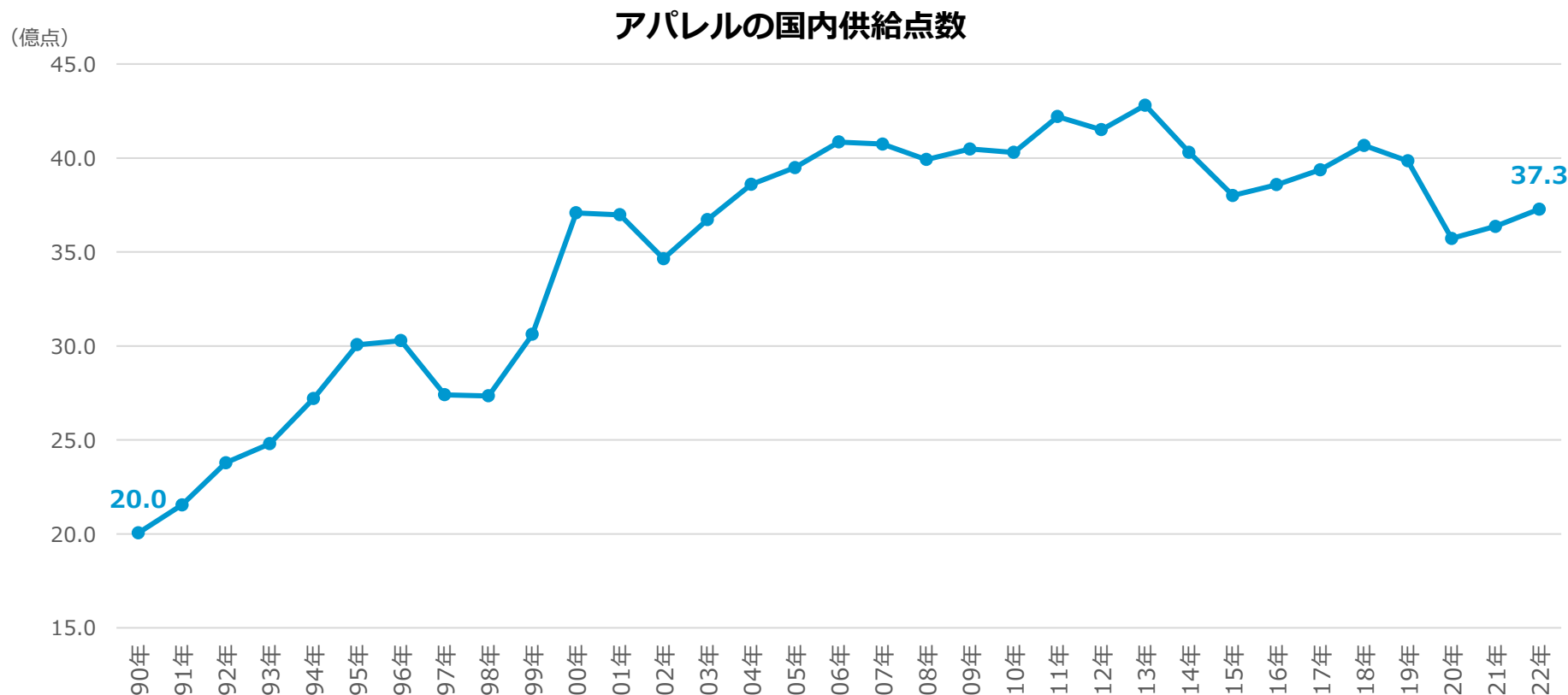
NIKE HP「サステナビリティ」(<https://www.nike.com/jp/sustainability>)

Fast Retailing HP「コーポレートガバナンス」(<https://www.fastretailing.com/jp/about/governance/corpgovernance.html>)

より株式会社日本総合研究所作成

供給量の適正化に向けて

我が国においては、人口推移がほぼ横ばいにもかかわらず、衣料品の供給点数が1990年代から比較して約1.8倍に増加しており、**供給量の適正化**の重要性が指摘されている。



出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1990-2022）。

※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者30名以上の企業の数値のみを計上している。

(参考) 各国の衣料品供給量

ドイツ(2020年時点)：38億707万枚

イギリス(2016年時点)：91億6,865万枚

※衣料品供給量は、「(輸入量-輸出量)+国内生産量」で算出。

出典：

輸入量・輸出量：International Trade Center(第61類輸入量(61b.11, 61.15~61.17は除く)+第62類輸入量(62.09, 62.12~62.17は除く)、衣料品の完成品のみに限定。)

国内生産量：ドイツ German Federal Statistical Office「Key data of enterprises in manufacturing 2020」

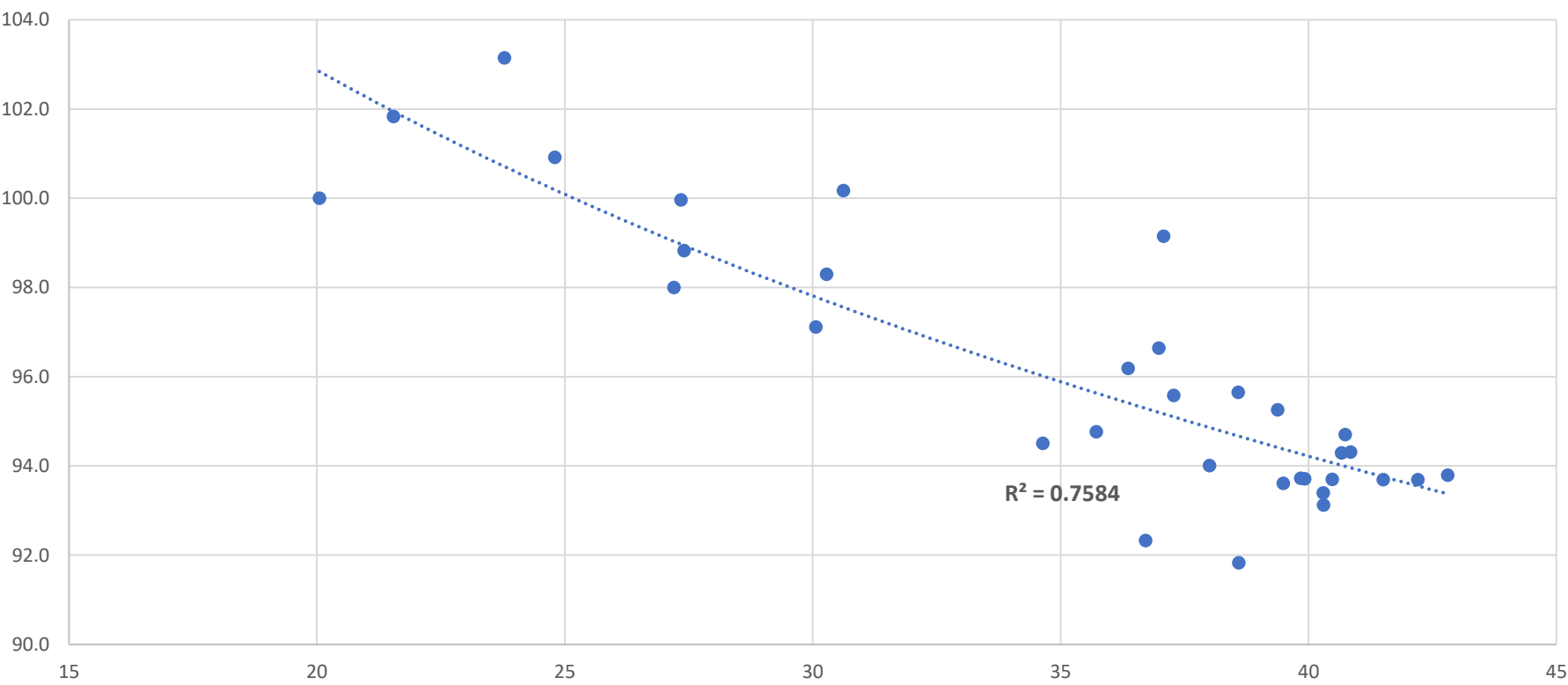
イギリス Office for National Statistics：「Manufacture of wearing apparel HOME (£m)」、「Manufacture of wearing apparel EXPORT (£m)」

供給量の適正化に向けて

- 1990年から2023年（33年間）において、国内衣料品の供給量と価格には一定の相関がみられ、今後、物価上昇等により衣料品価格が上昇していけば、国内衣料品の供給量は減少していく可能性。

国内衣料品の供給量×衣料品の価格指数推移（1990～2023年）

（単位：縦軸：衣料品価格指数、横軸：衣料品供給量（億点））



出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル市場と輸入品概況」（1990-2023）、総務省「消費者物価指数」（1990-2023）より株式会社日本総合研究所作成

第10回繊維産業小委員会において御議論いただきたい点

(1) 繊維製品における環境配慮設計の普及に向けた対応

- 繊維製品における環境配慮を促進していくためには、環境配慮設計ガイドライン（案）を繊維産業のサプライチェーンに従事する製造事業者へ広く普及していくことが重要であることから、製造事業者やアパレル企業等に対する周知やガイドライン（案）に基づく製品づくり等のキャパビルを関係機関（大学・専門学校等を含む）と連携して推進していくことが必要ではないか。
- ガイドライン（案）を更に普及させるため、速やかな標準化（JIS化）を図るとともに、日本の繊維企業の産業競争力を強化する観点から、諸外国とも連携しながら、国際規格（ISO化）も目指すべきではないか。また、ガイドライン（案）に準拠して製造された繊維製品であることを確認できる仕組み（例えば、認証等を受けた繊維製品にマーク等の表示など）やガイドライン（案）の社会実装に向けて公共調達（グリーン購入など）についても検討すべきではないか。
- ガイドライン（案）を普及していくために、これら取組に関するタイムラインの設定など、その他どのような取組が考えられるか。

第10回繊維産業小委員会において御議論いただきたい点

(2) グリーンウォッシュへの対応

- 国内外で消費者等に誤解を与えかねない「グリーンウォッシュ」への対応が求められる中、ガイドライン（案）に盛り込まれている、①環境に関する主張の信頼性の確保（明確性）、②適正な表現での情報開示（正確性）、③環境配慮設計の根拠を明示する（実証性）などの留意点やグリーンウォッシュと指摘されかねない具体的事例（表示や販売方法など）について、繊維企業に対して丁寧に周知すべきではないか。
- 欧州等におけるエコラベル規制やグリーンウォッシュ規制への対応を図るため、表示ルールの精緻化（例えば、リサイクル繊維の定義・仕様や評価方法、対外的な表示ルールなど）や第三者機関による評価の仕組み等についても検討すべきではないか。
- 海外におけるグリーンウォッシュに係る事例や規制動向等を踏まえ、繊維企業における予見可能性を高めるため、グリーンウォッシュを回避するために必要な情報開示項目等の規格化（JIS化）や第三者機関による評価等を推進していくべきではないか。あわせて、テキスタイル事業者等が海外の繊維企業等から求められるLCAやCFPを容易かつ適正に算出できるよう手順書の策定等も産学官で連携して取り組むべきではないか。

第10回繊維産業小委員会において御議論いただきたい点

(3) 情報開示、供給量適正化への対応について

繊維・アパレル産業は、大量生産・大量消費型の産業であると国民から疑念を持たれているものの、現状、売れ残り商品の量・処分方法や店頭で回収された衣料品の処理方法等に関する情報開示は一部の企業での取組にとどまっている状況。

- こうした状況に鑑み、まずは繊維・アパレル業界において、売れ残り商品の量・処分方法、回収衣料品の処理方法等に関する情報を把握、整理したうえで、これらの情報を開示し、国民からの疑念の声に適切に応えていくべきではないか。また、より多くの事業者が開示できるよう、基準年・目標年・開示項目・数値目標等を明確にしたルールの整備も必要ではないか。
- このルール整備については、①業界団体が中心となって自主的に開示ルールを整備すべきか、あるいは②国（経産省）において指針を策定すべきか。また、ルール等の策定後、どのようにフォローアップを行っていくべきか。